

## 16 三島市のスポーツ団体

### 三島市スポーツ関係団体連合会 規約

(名 称)

第1条 この会は、三島市スポーツ関係団体連合会（以下、「連合会」という。

(事務所の所在地)

第2条 連合会の事務所は、三島市スポーツ推進課内に置く。

(目 的)

第3条 連合会は、第5条に定める会員団体が総合的に行う共同事業とともに、各会員団体が行う自主的  
事業を支援・協力することにより、もって三島市民のスポーツの推進及び健康増進を図るため、ま  
た三島市の健全な地域社会の発展と健康都市の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員団体が総合的に行う共同スポーツイベントの開催及び健康増進のために行う事業
- (2) 各会員団体が自主的に行うスポーツ及び健康増進のための事業に対する支援並びに協力
- (3) スポーツ及び健康増進のための各種講習会・講演会などの開催
- (4) 三島市が行うスポーツ関連施設の建設・設置などに対する企画・立案・意見
- (5) 三島市が行うスポーツ関連事業の施策に対する企画・立案・意見
- (6) 青少年の健全育成のための事業及び高齢者並びに障害者に対する健康維持・向上のための事業
- (7) その他、目的達成のために連合会が認める事業

(会員団体)

第5条 連合会の会員団体は、三島市に事務所又は事務局を置く三島市スポーツ関係団体として登録され  
た「別表1」の団体をもって構成する。

(理 事)

第6条 連合会は、各会員団体から選出された2名が理事となる。

(役 員)

第7条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第8条 役員は、理事の中から互選し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した役員の  
任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務の全てを掌握し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会務に精通して事務を分担し、会長・副会長を補佐する。

(会議)

第10条 連合会の会議は、必要に応じて開催する。

(事業年度)

第11条 連合会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第12条 連合会の事務を行うために事務局を置く。

- (1) 事務局は、三島市スポーツ推進課内に置く。
- (2) 事務局に関する所掌について、会長はスポーツ推進課長と協議のうえ、別途定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に関し決定すべき事項が生じたとき、会長は第10条に定める会議において決定する。

附 則

この規約は、平成30年5月30日より施行する。

別表1 (第5条関係)

会員団体名
NPO 法人三島市体育協会
三島市レクリエーション協会
三島市スポーツ推進委員会
三島市体育振興会連絡協議会
三島市スポーツ少年団
NPO 法人総合型地域スポーツクラブ 「エンジョイスポーツ三島」

## 三島市スポーツ関係団体連合会

### 1 会員名簿

会員団体名	団体長	委員
NPO法人三島市スポーツ協会	会 長 今野 守	専務理事 小池 満
三島市レクリエーション協会	会 長 甲斐 幸博	副 会 長 山本 昭男
三島市スポーツ推進委員会	委員長 斉藤 義次	副委員長 笹原 増夫
三島市体育振興会連絡協議会	会 長 小野 治雄	副 会 長 堀池 陽彦
三島市スポーツ少年団	本部長 足立 博道	副本部長 田村 憲治
NPO法人エンジョイスports 三島	理事長 植松 博志	副理事長 澤野 史朗

### 2 令和5年度 年間活動

開催日	内容
4月14日（金）	① 各団体の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について ② 令和5年度スポーツ・デーについて ③ デジタルサイネージについて
4月29日（土・祝）	① スポーツ・デー
10月18日（水）	① 三島市民体育館大規模改修工事について ② 三島市スポーツ功労者表彰について ③ 中学生スポーツ活動支援について ④ 11月25日(土)パラスポーツフェスティバルについて
1月25日（木）	① 三島市スポーツ功労者表彰について ② スポーツ関係団体連合会 会員について